告 示

埼玉県告示第四百五十七号

月十一日から施行する。 最低限度額及び最高限度額について) 補 償等に関する条例 平成四年埼玉県告示第五百三十五号(議会の議員その (昭和四十二年埼玉県条例第五十一号) の一部を次 のように改正し、 他非常勤の に基づくは 平成二十九 職員の公務災害 補償基礎 年四 額 \mathcal{O}

に係る基礎額及び同日以後に支給すべき事由 9 V す 改正後の告示の規定は、 べき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額に て適用し、 平成二十九年四月十 同日前 の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支 日日 平成二十九年四月 が生じた休業補償に係る補償基礎額に + _ 日 以後の つい ては、なお従前の例による。 期間に係る年金たる補償

埼玉県知事 上 田 清

司

表を次のように改める。

七十歳以上	六十五歳以上七十歳未満	六十歳以上六十五歳未満	五十五歳以上六十歳未満	五十歳以上五十五歳未満	四十五歳以上五十歳未満	四十歳以上四十五歳未満	三十五歳以上四十歳未満	三十歳以上三十五歳未満	二十五歳以上三十歳未満	二十歳以上二十五歳未満	二十歳未満	年齢階層
三、九二〇円	三、九二〇円	五、〇〇九円	六、一九一円	六、七九二円	七、〇三一円	六、八九三円	六、六五四円	六、二三三円	五、八九四円	五、三三三円	四、七五一円	最低限度額
一三、二八七円	一五、五五八円	二〇、二九七円	二四、九七六円	二五、六三〇円	二四、二六九円	二一、二七九円	一九、一五七円	一六、四五六円	一三、九五八円	一三、二八七円	一三、二八七円	最高限度額